

令和 7 年第 6 回臨時会

天 栄 村 議 会 会 議 録

令和 7 年 8 月 5 日 開会

令和 7 年 8 月 5 日 閉会

天 栄 村 議 会

令和 7 年第 6 回天栄村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (8 月 5 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集あいさつ	4
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
招集者あいさつ	13
閉会の宣告	14

第 6 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和7年第6回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和7年8月5日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集あいさつ
日程第 4 議案第1号 工事請負契約の締結について
日程第 5 議案第2号 工事請負契約の締結について
日程第 6 議案第3号 工事請負契約の締結について
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1 番	齋 藤 寿 昭	2 番	石 塚 喜 吉
3 番	吉 成 邦 市	4 番	馬 場 吉 信
5 番	大 浦 トキ子	6 番	服 部 晃
7 番	小 山 克 彦	9 番	円 谷 要
10 番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸	副 村 長	揚 妻 浩 之
参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富美夫	建 設 課 長	関 根 文 則

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒 澤 伸 一	書 記	櫻 井 小百合
--------	---------	-----	---------

書 記 小 山 ちえみ

◎開会の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

本日は公私ともにご多忙のところ、令和7年第6回天栄村議会臨時会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和7年第6回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和7年第6回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 大 浦 トキ子 議員

6番 服 部 晃 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） おはようございます。

本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和7年第6回天栄村議会臨時会の会期について審議いたしました結果、今臨時会の会期は本日8月5日、1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部議員から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集あいさつ

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、村長議会招集あいさつ。

村長より、令和7年第6回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申出がありました。これを許します。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

本日ここに、令和7年第6回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会では、3件の工事請負契約の締結についてご審議願うものでありますが、その大要をご説明申し上げます。

議案第1号は、緊急防災・減災事業、防災行政無線設備、操作卓設備等整備工事の請負契約について。

議案第2号は、緊急防災・減災事業、西河原橋、橋梁補強工事の請負契約について。

議案第3号は、緊急自然災害防止対策事業、四十壇地区、ため池改修工事の請負契約について。

いずれも契約を締結するに当たり、地方自治法などの規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の大要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） これで村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） おはようございます。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、契約の目的、緊急防災・減災事業 防災行政無線設備 操作卓設備等整備工事。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、6,270万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、570万円。
- 4、契約の相手方、住所、山形県山形市平清水1丁目1番75号。

氏名、山形パナソニック株式会社、代表取締役、清野寿啓。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の契約に関しましては、令和7年6月定例会にて議決をいただきました防災行政無線設備整備工事請負費にて同設備の操作卓を整備するものでございます。

機種につきましては、現在のシステムがパナソニック社製であり、他社製品の操作卓では地区に設置している子局、いわゆるスピーカーがついております設備、そして各家庭に設置しております戸別受信機との互換性がないため、現在と同様のパナソニック社製で整備をしたいと思います。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、今回、随意契約により実施し、本村に入札参加資格登録をしているパナソニック社製の防災行政無線の取扱事業者が山形パナソニック株式会社のみであることから、村財務規則第127条第1項ただし書の規定に基づきまして、見積業者を1社としたものでございます。

続きまして、議案第1号説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、工事請負仮契約書でございます。

令和7年7月15日付で、山形パナソニック株式会社と仮契約を締結いたしました。

工期は、令和8年3月6日まででございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

こちらが、見積結果報告でございます。

令和7年7月14日に見積り開封を行いまして、山形パナソニック株式会社に決定したものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

こちらは、防災行政無線の操作卓の概要でございます。

今回、庁舎内に設置をしております操作卓を更新するもので、こちらの図面の赤枠内にあるシステムを整備いたしたいと思っております。

なお、今回の操作卓の更新に伴いまして、須賀川地方広域消防本部に設置しております、遠隔制御装置を同時に更新をしたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） この見積結果報告、随意契約というようなことだったので、設計価格についてはどのような形で設計価格を、これ定価というふうな形でよろしいのか、定価、その機械の定価でよろしいのか、それともその設計の部分についてどのような形で設計をしたのか。随意契約で進んで、1社しかないということで、パナソニック社製ということだけなので、この辺の設計の根拠をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この入札に関しましての設計でございますが、各メーカーさん、パナソニック社、その他3社から見積りを取らせていただいております。その中で定価というか、その見積りの中で一番安い価格のところを設計価格といたしまして、それを設計額として入札を行ったところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） その設計価格は、何社からか見積りいただいた中で検討して、その比較の中でやったということなんでしょうけれども、結局、この議案説明書の3ページにもありますが、この工事をする対象箇所の中身を全部入れてやったということなんでしょうけれども、他社というふうなことを今話ししたんですけれども、他社の部分でも設計というか見積りって出るものなのか、パナソニック製じゃなくてほかのところも検討したということなんでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

まず今回の、先ほど申しましたように、パナソニック社製で進めるということでございますが、果たしてその価格が適正かどうかというところで、各社、この防災無線のほうでは何社かございますが、そのところにご依頼を申し上げて、これに同じた今回の、昔こちらのほうで防災無線を整備したところがございますので、それに基づきまして、それに伴って金額を出していただいて、参考にさせていただいたというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 各メーカーさんいろいろあると思いますので、同等品ということでの見積もりを取っていただいたということによろしいでしょうか。

〔発言する声あり〕

○3番（吉成邦市） あと、この整備工事の完成が3月6日というふうなことでなっておりますが、この工事の内容部分は私自身もそれほど詳しくはないのであれですけれども、これ操作卓の変更と、キュービクルというか電源関係、そういったものがメインになってくると思うんですが、3月6日まで工期が長いというのはどんな理由なのかを教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

工期を3月まで、約7か月ほど取らせていただいております。こちらに関しましては、この防災行政無線は、それぞれの市町村独自で造っていくものでございます。既製品というものは特にございませんので、その中で、今回契約をさせていただきましたらば、そこから始めていくというのが通例でございます。この機械の中身が、すみません、どういうふうに造っていくのかまではちょっと承知はしていないんですが、工場のほうとかのも含めますとやはりこのくらいのお時間をいただくというのが標準工期というふうに伺っております。

ただ今回、今、議員の方々もご存じのように、ちょっと防災無線のほうが不具合がございまして、皆さんにご迷惑をかけているところでございますので、その辺は今回契約を締結されれば、7か月とは申ししましてもできるだけそこを詰めていただくように私ども工程管理の中で会社さんと協議をしまして、できるだけ早く元の状態に戻るようには協議をしてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 前向きなというか、早く完成させるというふうなことでございますので、

よろしくお願ひしたいなと思うのと、あと、やっぱり今、私の地域ですが、この間もちよつと地区の共同の作業のところがありまして、なぜ今、6時のチャイム鳴らないんだというようなことがあって、すごい不便だと。お昼の時間に関しましても、一応ご説明はしています、6月の議会で予算は通つてこれから発注になりますので、大丈夫だと思いますけれどもというふうな話はしていますが、これ今回、こうやって工事請負の契約ができましたので、その辺の周知をしっかりとやっていただいて、なるべく早めにやってもらえればなと思います。何かお昼が分かんないという声がすごい多いものですから、ひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 2ページをお願いいたします。

議案第2号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1

項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、契約の目的、緊急防災・減災事業 西河原橋 橋梁補強工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、1億1,330万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、1,030万円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県岩瀬郡天栄村大字大里字賀越21番地。

氏名、株式会社渡辺建設天栄支店、支店長、渡部純一。

提案理由について、お手元の議案第2号説明資料によりご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

こちらは、工事請負仮契約書でございます。

令和7年7月30日付で、株式会社渡辺建設天栄支店と仮契約を締結したところでございます。

工事箇所は、天栄村大字高林字南地内で、工期につきましては、着工が議会の議決を得た日から3日を経過した日、完成は令和8年3月27日の予定でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは、入札経過書でございます。

令和7年7月29日に入札を行った経過書でございます。

次のページにつきましては、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。6社が参加し、株式会社渡辺建設天栄支店が落札しております。

次のページでございますが、こちらが位置図になります。

さらに次のページにつきましては、側面図と平面図が記載してございます。これまでの設計活荷重というものが14トンだったものを、25トンの活荷重に補強する工事になります。

次のページの10ページをご覧くださいんですが、上部工主桁補強工平面図がございします。こちらで、アウトプレート工法と言われる施工方法になりますが、主桁の下の面に炭素繊維プレートというものを設置しまして、強度を補強するものでございます。さらに、その下の図に床版下面増厚工平面図というものが記載してございますが、床版を厚く補強して、橋本体の強度を増すものという内容になっております。

今回の橋梁補強工事につきましては、ノーザンファーム天栄で往来する馬運車の輸送について、本路線を使用したい旨の要望を受け整備するもので、現橋梁については馬運車を運行させるには耐荷重不足となる見込みのため、安全かつ円滑な通行を確保することを目的として補強工事を実施するものでございます。また、財源につきましては、緊急防災・減災事業

債を活用する予定であります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 補強の内容につきまして、承知しました。

それで、当然今回、TL14トンを常態荷重考えで25トンまで上げると。私も仕事柄、設計屋なものですから、中身について質問させていただきますけれども、今回の補強、最適案を導き出したというふうに想定しますが、今回この補強に至るまでの比較、プロセスに関してお聞きしたいと思いますので、説明方お願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

こちらの補強工事の比較した内容でございますが、まず今回、先ほど申し上げました活荷重14トンから25トンにしたいということで、それぞれ補強の仕方いろいろございまして、比較検討をさせていただいておりまして、その中で、まずこの一番大きいアウトプレート工法にした理由でございますが、こちらもいろいろ工法がございまして、3案ほど提案を受けて、3案でまず1つが炭素繊維接着工法というものと、2つ目が鋼板接着工法、そして今回採用しましたアウトプレート工法ということで、3案を比較検討しまして、まず維持管理性や施工性、それから本橋梁への適応性ということで、それぞれ評点を出しまして合計点で総合点評価がよかったものということで今回、経済比較も含めた中での適用ということで、今回アウトプレート工法を適用させていただきました。

そして、アウトプレート工法だけではなくて、床版本体を補強するということで、床版の下面増厚工ということで、こちらも採用させていただきまして、こちらの床版につきましても4案ほど比較検討させていただきまして、その中で、先ほどと同じように維持管理性から本橋梁への適応性など、あとは経済性なども比較しまして今回の床版の増厚工ということで設計のほうさせていただいております。

それから、設計の活荷重が25トン活荷重になるということで、同じ25トン活荷重にするにしても、今回車線が1車線、要は交互通行できない幅員で設計荷重だけを増すということで、それで今回の金額になっておりますが、例えばそれを交互通行のB活荷重というものにしますと、大体4億以上かかるというような積算も出ておりましたので、その辺含めて経済比較と、あとは現場の見通し性も含めて、交互通行までしなくてもいいのではないかとということで、経済性を考慮しまして今回の活荷重の25トン設計ということで提案しております。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 経済比較プロセスについて検討をしてくださったということで、内容については了解しました。

橋梁に関しても、現場を見てきまして、補足になりますけれども、今回の西河原橋、構造改善事業の一端でコンクリート橋なんですけど、1986年、昭和61年11月竣工です。橋歴版を写真を撮ってきましたが、道路橋示方書、1978年T L 14で施工してございます。タイプはP C 桁、コンクリート橋のポストテンションT 桁、大分直下型の荷重に対しては耐力があると。施工会社が昭和コンクリートと。昭和コンクリートさん、いまだに合併をせずに一生懸命仕事をなさっております。

今回、アウトプレート工法、皆さんあまり聞き慣れない言葉ですので補足しますが、炭素繊維を緊張、引っ張りをかけて引っ張った状況で接着するんですね。それによって桁の端部、下面側を引っ張ることで太鼓型のようなイメージになるんですね。それで上からの耐力を抑えると。プラス25トンまで上げるのに床版を増し厚をして強固なものにすると。契約がされて工事が入るわけですが、コンクリートの定着、やはり寒いとあまりよろしくないの、なるべく工期床版、下面の同じような内容になりますが、炭素繊維、これもストレスをかけ緊張して引っ張って張るわけですが、やはり暖かいほうが定着はよりよいものですから、いかなせん工事に関しましては、現場サイドはよく3つあると言われるんですね。工程管理、予算管理、あとは労務管理ですね。働く人、今、当然暑いこともありますけれども、当面熱中症対策、そのようなことにも気を配っていただく。いかなせん発注者が今回T L 14トンから25に上げるのにも、道路管理者の責務でありますから。ただ、幅員をそのまま採択したというのは、ベストな案だと思います。今、各町村でも、今回見通しもいいし、交互通行も両端で可能ですから、最適案を採用して、なおさら1億1,000で収めたと。非常に的確な判断ではあったというふうに思っております。

工期、長いようで寒さが来るとなかなか管理上も大変になってくるので、月ベースの履行報告、これは業者さんから上がってくるものですから、それを確認しつつ安全に注意して作業に当たってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第６、議案第３号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 議案書３ページをお願いいたします。

議案第３号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、契約の目的、緊急自然災害防止対策事業 四十壇地区 ため池改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、5,167万8,000円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、469万8,000円。

4、契約の相手方、住所、福島県岩瀬郡天栄村大字白子字東原3番地3。

氏名、信栄工業株式会社天栄支店、支店長、及川昌子。

提案理由について、お手元の議案第３号説明資料によりご説明いたします。

11ページをご覧いただきたいですが、こちらは工事請負仮契約書でございます。

令和7年7月30日付で、信栄工業株式会社天栄支店と仮契約を締結したところでございます。

工事箇所は、天栄村大字白子字四十壇地内で、工期につきましては、着工が議会の議決を

得た日から3日を経過した日、完成が令和8年3月27日であります。

次のページをお願いいたします。

こちらは、入札経過書でございます。

令和7年7月29日に入札を行った経過書でございます。

次のページにつきましては、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

6社が参加し、信栄工業株式会社天栄支店が落札しております。

次のページをお願いいたします。

こちらは位置図でございます。

そして、15ページになりますが、こちらに平面図がございます。

現在のため池は、堆積土砂や生い茂った樹木などにより貯水量が減少しており、大雨時には越水する危険性があり下流域には民家があることから、被害防止を図るために老朽化した施設の改修及び土砂撤去により、ため池機能を回復させることを目的とする工事になります。

上流には中学校もあることから、近年のゲリラ豪雨対策として下流域への浸水を防止する防災機能ため池として整備し、かんがい機能、利水機能に加えて非かんがい機能、治水効果が期待できるものと考えております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎招集者あいさつ

○議長（大須賀溪仁） 申し上げます。

令和7年8月5日召集の令和7年第6回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は全て終了いたしました。

ここで、招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 令和7年第6回天栄村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、上程3議案につきまして、原案どおり議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

連日、猛暑の予報となっております。議員の皆様方におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（大須賀溪仁） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第6回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午前10時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月26日

議 長 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 大 浦 ト キ 子

署 名 議 員 服 部 晃

参 考 資 料

議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	議決月日	結 果
議案 1 号	工事請負契約の締結について	8 月 5 日	原案可決
2 号	工事請負契約の締結について	8 月 5 日	原案可決
3 号	工事請負契約の締結について	8 月 5 日	原案可決